

平成20年7月24日  
株式会社 新生銀行  
(コード番号: 8303)

## 目標設定機能のついた投資型年金保険「アダージオ マイゴール」のお取り扱いを開始

当行は、平成20年8月6日(水)より、投資型年金保険「アダージオ マイゴール」(正式名称:変額個人年金保険型2003 目標設定機能付最低保証年金特約1015型/引受保険会社:ハートフォード生命保険株式会社)の販売を、店頭にて開始いたします。

「アダージオ マイゴール」は、目標設定機能により、ご契約から5年経過以降の目標到達時点での運用成果を確定でき、また設定した運用成果の目標に到達しなかった場合でも、一定の条件のもとで、基本保険金額(一時払保険料相当額)を最低保証するという特徴を持つ投資型年金商品です。本商品は契約初期費用が不要で、保険料全額をバランスファンドによる国際分散投資で運用することで、リスクを分散しながら運用成果の目標達成を目指します。

当行では、「アダージオ」シリーズを、平成14年10月の銀行における個人年金保険の販売開始当初より取り扱っており、多くのお客さまにご利用いただいております。

### 「アダージオ マイゴール」の主な特徴

#### 1) 目標設定による運用成果の自動的な確定が可能

ご契約時に、基本保険金額(一時払保険料相当額)に対する運用目標値(120%、130%、140%、150%の中から選択)を設定し、契約日から5年経過以降の運用期間中に、積立金額が運用目標値に到達した場合、運用成果が自動的に確定します。この確定した積立金額は、一括または年金(確定年金、保証期間付終身年金、保証期間付夫婦年金)で受け取ることが可能です。なお、この運用目標値を設定しないことも可能で、運用期間中に新たに設定できるほか、運用期間中に目標値を変更することもできます。

#### 2) バランスファンドによる国際分散投資

本商品では契約初期費用がかからず、保険料全額を特別勘定で運用します。特別勘定は日本株式、外国株式(為替ヘッジあり)、日本債券、外国債券への国際分散投資を行うバランスファンドで運用し、目標の達成に向けた資産のより着実な成長を目指します。

#### 3) 基本保険金額の最低保証

10年の運用期間経過時に、積立金額が基本保険金額(一時払保険料相当額)を下回っていた場合でも、15年間の確定年金でお受け取りいただくことにより、年金受取総額において基本保険金額を最低保証します。また、10年の運用期間満了時に、運用目標値に到達しないものの、積立金額が基本保険金額を上回った場合には、満了時の積立金額を年金原資にして、一括または年金(確定年金、保証期間付終身年金、保証期間付夫婦年金)で受け取ることが可能です。

当行のリテールバンキングでは、お客さまの生活に豊かさや彩りを添えることを目指し、“Color your life”というブランドメッセージを掲げ、今後とも、お客さまのニーズに合った付加価値の高い商品・サービスを提供してまいります。

商品の詳細は別添資料をご覧ください。

以上

## 「アダージオ マイゴール」(変額個人年金保険 型2003 目標設定機能付最低保証年金特約1015型)

契約条件		
契約年齢(被保険者)	0歳～満80歳	
保険料払込方法	一時払のみ	
基本保険金額 (一時払保険料)	200万円～3億円(1円単位) 他にハートフォード生命でのご契約がある場合は通算して5億円を超えることはできません。	
クーリング・オフ制度	適用	
運用期間	10年	
年金種類	最低保証付確定年金(15年) 年金移行時に他の年金種類への変更も可能	
増額	100万円以上(1円単位)	
特別勘定		
特別勘定名/ 投資信託名	世界アセット H8 SS / ステート・ストリート・グローバルバランス40VA <適格機関投資家限定> 運用会社:ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社	
ファンドアロケーション	日本株式10% / 外国株式(為替ヘッジあり)30% / 日本債券25% / 外国債券35%	
年金		
【積立金額が運用目標値の金額以上となった場合】		
年金移行時 の取り扱い	取扱条件	契約日から5年経過後の契約応当日から10年経過後の契約応当日前日末の間に、積立金額が所定の金額(以下「目標金額」)以上となった場合は、確定年金へ移行します。
	目標金額	基本保険金額×指定割合
	指定割合	ご契約時に保険契約者が以下の範囲内で指定割合を指定します。 120% 130% 140% 150% 指定を行わないことも可能です。
年金移行後 の取り扱い	年金種類	確定年金
	年金支払期間	10年
【積立金額が運用目標値の金額以上にならなかった場合および運用目標値の設定を行わなかった場合】		
年金移行時 の取り扱い	取扱条件	年金支払開始日までに積立金額が目標金額以上にならない、または運用目標値を設定せずに、年金支払開始日が到来した場合は、基本保険金額を年金受取総額として最低保証する最低保証付確定年金へ移行します。
年金移行後 の取り扱い	年金種類	最低保証付確定年金
	年金支払期間	15年
死亡保険金		
死亡保険金額	被保険者の死亡日における以下のうち、いずれか大きい金額を死亡保険金としてお支払いします。 基本保険金額(最低死亡保証金額) 特別勘定の積立金額	
災害死亡保険金額	被保険者死亡日の基本保険金額の20%が死亡保険金に加算されます。	
死亡保険金の受取方法	一括受取 / 年金受取 / 据置受取 / 配偶者契約継続	

## (主なりスク)

「アダージオ マイゴール」では、基本保険金額(一時払保険料)の特別勘定\*での運用期間中、主に投資信託を通じて国内外の株式・債券で運用しており、運用実績が保険金額や積立金額・将来の年金額などの増減につながります。このため、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額および解約払戻金額などのお受け取りになる金額の合計額が払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

その有価証券の価格や為替の変動などに伴うリスクは、ご契約者に帰属します。

\* 特別勘定とは、投資型年金保険にかかわる資産の管理・運用を行う勘定のことをいい、他の保険種類にかかわる資産とは区別し、独立した管理・運用を行います。

### (お客さまにご負担いただく費用など)

本商品にかかる手数料は、「運用期間中の費用(保険関係費用、運用関係費用)と年金受取期間中の費用(年金管理費)」の合計額となります。また、特定のご契約者には「解約手数料」がかかります。

ご契約時	
契約初期費用	ありません
運用期間中	
* 特別勘定での運用期間中は、毎日、次の費用(各年率に1/365を乗じた金額)を積立金から控除します。	
保険関係費用	ご契約の新規成立や維持などに必要な費用ならびに死亡保険金・災害死亡保険金を支払うために必要な費用です。特別勘定の資産総額に対し年率2.55%の金額が控除されます。
運用関係費用	特別勘定の運用にかかる費用です。主に特別勘定が投資する投資信託の信託報酬で、信託財産に対し(信託報酬)年率0.5195%(税抜:年率0.50%)程度の金額が控除されます。 * 運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の諸費用、有価証券の売買手数料、消費税などの税金など)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため、これらの金額および費用の合計額を表示することができません。 * 運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。
年金受取期間中	
年金管理費	年金支払の管理にかかる費用です。年金の受取期間中、年金額に対して1%が責任準備金から控除されます。 * 将来変更される可能性があります。
解約・一部解約時	
解約手数料	ご契約日(増額部分については増額日)からその日を含めて7年未満の解約・一部解約をした場合にかかります。ご契約日からの経過年数に応じて、解約控除対象額*の7%~1%が、解約日の積立金額または一部解約請求金額から控除されます。

\* 解約控除対象額は、解約の場合は一時払保険料相当額、一部解約の場合は一部解約請求金額と一時払保険料相当額のうち、いずれか小さい金額となります。なお、過去に一部解約があった場合は、その際の解約控除相当額が一時払保険料相当額から差し引かれます。

### 保険商品について

- ご検討に際しては、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり/約款」等をご確認ください。
- 保険商品にご契約いただくか否かが、当行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 保険金、給付金等のお支払事由が生じた場合には、ただちに引受保険会社または当行までご連絡ください。保険金・給付金等をお支払いできる場合、お支払いできない場合につきましては、各商品の「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり/約款」でご確認ください。
- 保険商品は各引受保険会社が引受をするものであり、預金ではなく、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。また、当行による元本および利回りの保証はありません。
- 引受保険会社が破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られることがありますが、この場合でもご契約の際にお約束した年金額・保険金額・給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法上の規制により、お客さまのお勤め先、当行への融資お申し込み状況などによっては、当行では保険商品をお申し込みいただけない場合があります。
- 当行の担当者(生命保険募集人)はお客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。また、当行は取引商品の引受保険会社の支払能力を保證するものではありません。
- 詳しくは各商品の変額保険販売資格をもった生命保険募集人までご相談ください。